

認定長期優良住宅を新築したら

認定長期優良住宅の新築住宅は、固定資産税が減額されます。

次の要件にあてはまる認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅にかかる固定資産税の2分の1の額が減額されます。

減額を受けられる対象要件

住宅の要件

- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施工の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅
- ・ 人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ・ 住宅部分の床面積が 50 m² ~ 280 m²以下（一戸建以外の賃貸住宅の場合は 40 m²以上）

共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホールなどの共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸あたりの床面積で上記床面積要件を判定します。

店舗付きの住宅など住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

減額の期間と範囲

減額される期間

- | | |
|---------------------|----------|
| ・ 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅 | 新築後 7 年間 |
| ・ 上記以外の住宅 | 新築後 5 年間 |

減額対象床面積など

- ・ 1戸あたり 120 m²相当分（住宅部分に限る）までとする。
- ・ 当該住宅にかかる固定資産税の2分の1の額を減額する。

減額を受ける為の申告手続き

申告に必要な書類

- 1、認定長期優良住宅に伴う固定資産税減額申請書
- 2、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した認定長期優良住宅であることを証する証明書

上記の書類をすべて揃えて、改修工事終了後 3 ヶ月以内に税務課へ提出してください。